



テレワーク月間ロゴマーク

総務省、厚生労働省、経済産業省 同時発表

令和3年10月26日  
都市局都市政策課

## 11月は「テレワーク月間」です！ ～テレワークの普及に向けた取組を集中的に実施します～

テレワーク推進フォーラム（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、産業界、学識者で構成）では、2015年（平成27年）より11月を「テレワーク月間」と定め、テレワークの認知向上を図るとともに、テレワークの活用を推奨し、働き方の多様性を広げる運動を推進しています。

テレワークは、所属する事業場所や時間にとらわれない柔軟な就業形態（在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務）であり、「働き方改革」に向けたツールの一つとして関心が高まっています。

新しい生活様式を定着させ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会活動の両立を持続的に可能とするため、引き続き、柔軟な働き方を実現するテレワークの活用をお願いいたします。

### 「テレワーク月間」の主な取組

#### 1. テレワークに関わる取組の募集

企業、団体、個人が実践・導入している以下のテレワークの取組を募集しています。

- ・「テレワークを試みる／実践する」
- ・「テレワークを学ぶ／議論する」
- ・「テレワークを応援する／協力する」

なお、テレワーク月間サイトから活動登録をすると企業名・取組内容がサイトに表示されますので、積極的な登録をお待ちしております。

募集方法の詳細は、テレワーク月間ウェブサイト(<https://www.teleworkgekkan.org/>)の「テレワーク月間に参加」をご参照下さい。

#### 2. 「働く、が変わる」テレワークイベントの開催

テレワーク月間の締めくくりとして、表彰式（総務大臣賞・厚生労働大臣賞）、受賞企業による取組紹介などを行います。（テレワーク推進4省共同主催）

- ・開催日時：令和3年11月30日（火）13:30～16:00
- ・開催形式：オンライン開催（WEB配信）
- ・プログラム及び申込み方法の詳細については、別添をご参照ください。

別添「テレワーク月間チラシ」

&lt;問い合わせ先&gt;

国土交通省都市局都市政策課 都市環境政策室

担当 垣内、山中

電話 03-5253-8111（内線 32243, 32247）

03-5253-8398（直通）

FAX 03-5253-1586